

# 平成 28 年度第 1 回白井市障害者計画等策定委員会

日 時 平成 28 年 9 月 21 日 (水)  
午後 2 時 00 分から  
場 所 白井市役所 4 階 会議室 1

## 次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 委員長・副委員長選出

5 議 題

(1) 白井市第 5 期障害福祉計画策定方針について (報告)

(2) 白井市第 4 期障害福祉計画の進捗状況について (報告)

(3) アンケート調査実施方針 (案) について

6 閉 会

## 白井市第 5 期障害福祉計画策定方針

## 1 計画策定の趣旨

市町村障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、国が示す基本指針に即して、市町村が障害福祉サービスの提供量の見込み及びその確保のための方策等を定めるものです

現行の「白井市第 4 期障害福祉計画」の計画期間が、平成 29 年度で終了することから、平成 30 年度以降も、引き続き、関連計画等との整合・連携を図りながら施策を推進していくための次期計画として、白井市第 5 期障害福祉計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

障害福祉計画は、本市の障害者施策全般の基本的な指針を定める「白井市障害者計画」（平成 28 年 3 月策定）と相まって、「白井市第 5 次総合計画」及び健康・福祉部門の基幹計画である「白井市第 2 次地域福祉計画」の障害福祉部門の個別計画として位置付けられており、これらの関連計画と整合・連携を図りながら推進するものとします。

## 3 計画の期間

市町村障害福祉計画は、国の基本指針により、3 年ごとに策定することが定められています。このため、白井市第 5 期障害福祉計画は、平成 30 年度～平成 32 年度の 3 年間を計画期間とします。

## 4 計画に盛り込む事項

## (1) 計画の基本的事項

- ・計画の目的
- ・背景、位置付け
- ・計画期間 等

## (2) 障がいのある人の現状

- ・第 4 期計画の目標達成状況
- ・障害者手帳所持者数の推移その他の統計情報
- ・市民アンケートの結果 等

## (3) 計画の基本的な考え方

- ・目指すべき方向性

- ・ 関連する指標の将来推計
- ・ 成果目標 等

#### (4) 施策の展開

- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込み量並びにその確保のための方策
- ・ 児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスの各年度における見込み量およびその確保のための方策 等

#### (5) 計画の推進、進行管理

- ・ 推進体制
- ・ 進行管理方法 等

※ 計画に盛り込む事項は、今後国から示される基本指針に即し、必要に応じて見直しを行います。

### 5 計画策定の体制

#### (1) 白井市障害者計画等策定委員会

学識経験を有する者、民生委員・児童委員、公共的団体の代表者、障害者団体の代表者及び市民で構成される市附属機関です。

計画策定に係る事項の調査審議を行い、計画素案の作成における中心的役割を担います。

#### (2) 市民及び関係者等の意見の反映

障害福祉サービスの必要量推計等のための基礎的情報を収集する市民アンケート調査、障害者関係団体及び事業者等への意見ヒアリング、計画素案に対するパブリック・コメントを実施し、得られた意見を計画に反映します。

#### (3) 計画の決定

白井市障害者計画等策定委員会において作成した計画素案に対するパブリック・コメントの募集及び寄せられたパブリック・コメントへの対応について、調整会議及び政策会議に付議し決定します。

その後、白井市事務決裁規定第4条別表第1に定める「事業計画の決定及び実施（重要なもの）」として、市長のご決裁をもって計画を決定します。

#### (4) 情報公開

策定委員会の会議開催及び結果並びにパブリック・コメントの実施及び結果その他の計画策定の経過に係る情報は広報紙又は市ホームページにより適時公開します。

6 策定スケジュール

年度	月		進行の大枠	会議等□(●：策定委員会 ○：庁内会議)	
				名称	議題等
平成28年度	H28年 6月	上旬	策定方針		
		中旬			
		下旬			
	7月	上旬	策定委員会立上げ		
		中旬			
		下旬			
	8月	上旬	策定委員会立上げ		
		中旬			
		下旬			
	9月	上旬	策定委員会立上げ		
		中旬			
		下旬		●第1回策定委員会	・委員委嘱 ・現行(4期)計画の説明、実績報告 ・策定方針の説明 ・市民アンケート実施方針の審議
平成28年度	10月	上旬	市民アンケート準備		
		中旬			
		下旬			
11月	上旬	市民アンケート準備			
	中旬		●第2回策定委員会	・市民アンケート調査票案の審議	
12月	上旬	市民アンケート準備			
	中旬		●第3回策定委員会	・市民アンケート調査票案の確定	
平成29年度	H29年 1月	上旬	市民アンケート実施		
		中旬			
		下旬			
	2月	上旬	市民アンケート実施		
		中旬			
	3月	上旬	アンケート集計・分析		
		中旬			
		下旬		●第4回策定委員会	・市民アンケート結果報告 ・障害者団体ヒアリング実施方針の審議
	平成29年度	4月	関係団体等ヒアリング		
		5月	関係団体等ヒアリング		
		6月	計画骨子案作成	●第5回策定委員会	・障害者団体ヒアリング結果報告 ・計画骨子案の審議
		7月	計画骨子案作成		
8月		計画素案作成	●第6回策定委員会	・計画素案の審議	
9月			●第7回策定委員会	・計画素案の審議	
10月			●第8回策定委員会	・計画素案の決定	
11月		パブリック・コメント	○調整・政策会議	・計画素案について ・パブリックコメントの実施について	
12月			○調整・政策会議		
H30年 1月		パブリック・コメント	○調整・政策会議	・パブリックコメントの結果について	
2月	計画決定	●第9回策定委員会	・計画決定報告		
3月	計画決定				

< 参考 >

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

最終改正：平成二八年六月三日法律第六五号

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 平成28年度 白井市障害者計画等策定委員会 会議日程

回次	開催日	時刻	会場
第1回	平成28年9月21日(水)	午後2時～	市役所本庁舎4階 会議室1
第2回	平成28年11月9日(水)	午後2時～	保健福祉センター2階 研修室
第3回	平成28年12月21日(水)	午後2時～	市役所本庁舎3階 会議室2
第4回	平成29年3月29日(水)	午後2時～	保健福祉センター2階 研修室

## 白井市第4期障害福祉計画の進捗状況について

白井市第4期障害福祉計画(平成27～29年度)の平成27年度進捗状況は下記のとおりです。本結果は8月23日(火)に白井市地域自立支援協議会(全体会)に報告し、現在、同協議会において評価について審議中です。

## 記

## 1 「成果目標」の達成状況

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行(計画書 p.30)

	H29 目標 (計画期間通算)	H27 までの進捗	達成状況
H25 年度末入所者数(A)	24 人	-	-
地域生活移行者数(B)	3 人	<u>1 人</u>	未達成
新たな施設入所支援利用者数(C)	2 人	2 人	-
年度末入所者数(D=A-B+C)	23 人	25 人	-
入所者削減数(A-D)	1 人減	<u>1 人増</u>	未達成

<状況> 施設入所している障がい者の地域生活移行にあたっては、各種福祉サービスの充実や、グループホーム(GH)の設置が必要だが、市内の GH は 1 か所のみで、受け皿が少ない状態が続いている。事業者から開設の相談は数件あったものの、現時点では開設には至っていない。

## (2) 地域生活支援拠点等の整備(計画書 p.31)

	H29 目標 (計画期間通算)	H27 までの進捗	達成状況
拠点数	1 か所	<u>0 か所</u>	未達成

<状況> 地域生活支援拠点とは、国の基本指針において、障がいのある人が、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要とされる相談支援事業、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、人材確保・要請などの機能を持つ施設とされているが、市としては整備の方針を検討中であり、現時点では設置に至っていない。

## (3) 福祉施設から一般就労への移行(計画書 p.31)

	H29 目標(単年)	H27 実績(単年)	達成状況
年間一般就労者数	4 人	<u>9 人</u>	達成
就労移行支援事業利用者数 (年度末時点)	13 人	<u>24 人</u>	達成
就労移行率 3 割以上の 就労移行支援事業所数	1 か所	<u>0 か所</u>	未達成

<状況> 市内には就労移行支援事業所がなく、利用者は近隣地域の施設に通所しているが、市が委嘱している障害者就労支援員が施設と連携して支援するケースもある。

## 2 指定障害福祉サービス等の見込み

### (1) 訪問系サービス(計画書 p.37)

		H27 見込(A)	H27 実績(B)	見込比 (B/A)	H29 見込
居宅介護	時間数	291 時間	233 時間	80%	369 時間
	人数	30 人	24 人	80%	38 人
重度訪問介護	時間数	1,500 時間	1,548 時間	103%	2,400 時間
	人数	3 人	3 人	100%	4 人
同行援護	時間数	26 時間	3 時間	12%	39 時間
	人数	2 人	1 人	50%	3 人
行動援護	時間数	427 時間	373 時間	87%	543 時間
	人数	11 人	11 人	100%	14 人
重度障害者等 包括支援	時間数	0 時間	0 時間	-	0 時間
	人数	0 人	0 人	-	0 人
合計	時間数	2,244 時間	2,157 時間	96%	3,351 時間
	人数	46 人	39 人	85%	59 人

\* 時間数=合計時間の月平均 人数=利用者数の月平均

### (2) 日中活動系サービス (計画書 p.38-40)

		H27 見込(A)	H27 実績(B)	見込比 (B/A)	H29 見込
生活介護	日数	1,388 日	1,378 日	99%	1,554 日
	人数	75 人	75 人	100%	84 人
機能訓練	日数	12 日	31 日	258%	30 日
	人数	1 人	4 人	400%	2 人
生活訓練	日数	70 日	133 日	190%	86 日
	人数	9 人	15 人	167%	11 人
就労移行支援	日数	195 日	250 日	128%	195 日
	人数	13 人	16 人	123%	13 人
就労継続支援 A 型	日数	60 日	112 日	187%	75 日
	人数	4 人	6 人	150%	5 人
就労継続支援 B 型	日数	815 日	787 日	97%	849 日
	人数	53 人	49 人	92%	60 人
療養介護	人数	3 人	1 人	33%	4 人
短期入所(福祉型)	日数	44 日	38 日	86%	62 日
	人数	5 人	4 人	80%	7 人
短期入所(医療型)	日数	10 日	0 日	0%	10 日
	人数	1 人	0 人	0%	1 人

\* 日数=延べ日数(人日)の月平均 人数=利用者数の月平均

(3)居住系サービス(計画書 p.41)

		H27 見込(A)	H27 実績(B)	見込比 (B/A)	H29 見込
共同生活援助	人数	20 人	20 人	100%	27 人
施設入所支援	人数	24 人	25 人	104%	23 人

\*人数=利用者数の月平均

(4)相談支援(計画書 p.42)

		H27 見込(A)	H27 実績(B)	見込比 (B/A)	H29 見込
計画相談支援	人数	15 人	16 人	107%	24 人
地域相談支援	地域移行支援	3 人	1 人	33%	7 人
	地域定着支援	1 人	0 人	0%	3 人

\*人数=利用者数の月平均

(5)障害児支援

<日中活動系サービス(障害児通所支援)>(計画書 p.42-43)

		H27 見込(A)	H27 実績(B)	見込比 (B/A)	H29 見込
児童発達支援	日数	472 日	498 日	106%	500 日
	人数	118 人	105 人	89%	125 人
医療型児童発達支援	日数	0 日	0 日	-	0 日
	人数	0 人	0 人	-	0 人
放課後等デイサービス	日数	773 日	815 日	105%	866 日
	人数	112 人	104 人	93%	122 人
保育所等訪問支援	日数	0 日	0 日	-	0 日
	人数	0 人	0 人	-	0 人

\*日数=延べ日数(人日)の月平均 人数=利用者数の月平均

<相談支援>(計画書 p.43)

		H27 見込(A)	H27 実績(B)	見込比 (B/A)	H29 見込
障害児相談支援	人数	8 人	8 人	100%	16 人

\*人数=利用者数の月平均

3 地域生活支援事業の見込み

(1) 必須事業(計画書 p.45-48)

		H27 見込 (A)	H27 実績 (B)	見込比 (B/A)	H29 見込
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	-	有
自発的活動支援	実施有無	無	無	-	有

(3-(1) 必須事業 つづき)

		H27 見込 (A)	H27 実績 (B)	見込比 (B/A)	H29 見込	
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数	3 か所	3 か所	100%	3 か所
	基幹相談支援センター	事業所有無	無	無	-	有
	基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施有無	有	無	-	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	-	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	1 人	2 人	200%	2 人
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	無	無	-	有
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	設置人数	0 人	0 人	-	0 人
	手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	利用者数	4 人	5 人	125%	5 人
日常生活用具 給付等 事業	介護・訓練支援用具	件数	2 件	4 件	200%	2 件
	自立生活支援用具	件数	11 件	10 件	91%	13 件
	在宅療養等支援用具	件数	8 件	8 件	100%	12 件
	情報・意思疎通支援用具	件数	6 件	24 件	400%	10 件
	排せつ管理支援用具	件数	939 件	791 件	84%	1,115
	居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	4 件	3 件	75%	4 件
手話奉仕員養成研修事業		修了者数	2 人	2 人	100%	2 人
移動支援事業		利用者数	72 人	55 人	76%	96 人
		延べ時間数	9,504h	8,691h	91%	12,672h
地域活動支援 センター	白井市内分	箇所数	1 か所	1 か所	100%	1 か所
		利用者数	72 人	70 人	97%	74 人
	他市町村分	箇所数	4 か所	3 か所	75%	5 か所
		利用者数	20 人	23 人	115%	28 人

\*利用者数、設置人数、修了者数及び延べ時間数は年度通算

(2) 任意事業(計画書 p.49-50)

		H27 見込 (A)	H27 実績 (B)	見込比 (B/A)	H29 見込
日中一時支援事業	利用者数	4 人	4 人	100%	5 人
生活サポート事業	利用者数	3 人	2 人	67%	3 人
訪問入浴サービス事業	利用者数	2 人	2 人	100%	2 人
自動車運転免許取得費補助事業	利用者数	1 人	2 人	200%	2 人
自動車改造費補助事業	利用者数	1 人	2 人	200%	1 人

\*利用者数:日中一時支援事業、生活サポート事業及び訪問入浴サービス事業は月平均。自動車運転免許取得費補助事業及び自動車改造費補助事業は年度通算

第5期障害福祉計画策定に向けたアンケート調査  
実施方針（案）

1 調査内容についての考え方

《アンケート調査の目的》	
目的Ⅰ	目的Ⅱ
「障害福祉サービス」、「相談支援」、 「地域生活支援事業」及び「障害児支 援サービス」のそれぞれについて、種 類ごとの <u>潜在ニーズ</u> を把握する。  （⇒ <u>利用量推移等の統計情報と合わせ、各 サービス等の必要量を推定</u> ）	より効果的・効率的な障害福祉サー ビス等の実施に向け、 <u>利用者等の意 見</u> を把握する。



《調査目的達成のために「聞きたいひと」・「聞きたいこと」》		
「聞きたいひと」	「聞きたいこと」	
	目的Ⅰ	目的Ⅱ
1 障がい者・難病患者  2 介助者・保護者	<u>使用していないサービス 等</u> について 「使えるのに使っていないサービス」 「条件があれば使いたいサービス」 「サービス等の認知度」等	<u>使用しているサービス等 について</u> 「サービス利用に対する満足度」 「もっと使いやすくするには」 「担当職員の対応状況」等
3 一般（無作為抽出）		障がい者施策への理解度 「前回調査より進んでいるか」等



《「聞きたいこと」を分析するための、「聞きたいひと」の属性区分》				
		A：基礎的 な区分	B：障害福祉サ ービス等の利用 状況による区分	C：障がい等による区 分
「聞きたい人」	1 障がい者・難病患者  2 介助者・保護者	・年齢 ・性別 ・居住地区 ・住居形態 ・世帯員 ・日中活動 ・世帯収入	・「サービス等 の利用の有 無、種類、 量」	・「障がい等の種類（身 体、知的、精神、難 病）」 ・「障がい等の部位・程 度等」 ・「他の障がい等との重 複」
	3 一般（無作為抽出）	同上		



本案に対する審議を踏まえ、次回会議で具体的な調査計画及び調査票を提案します。

## 2 アンケート調査の方法

郵送による実施（対象者に調査票と返信用封筒を送付）とします。

ただし、回答者が特に希望する場合は、電話やEメール等を用いた調査票の送達又は返答も受理可能とします。

## 3 実施時期

平成29年1月初旬（調査票発送）～1月末（回答期限）とします。

なお、調査票については、本方針の決定後、第2回会議前に各委員に事務局案をお送りし、第2回及び第3回会議での審議により決定するものとします。

以上